

事 務 連 絡
令和6年3月14日

一般社団法人 日本建設業連合会 会長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局
建設業課 建設業技術企画室長

建設発生土の最終搬出先確認義務化（令和6年6月より）に伴う

ストックヤード運営事業者登録制度の活用及び周知のお願い

日頃より、建設業行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、不法・危険盛土等の発生を防止するため、建設発生土の適正利用等を徹底する観点から、資源有効利用促進法の省政令改正により、元請業者に搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書の確認などが義務づけられています。

さらに、令和6年6月からは、ストックヤード等へ搬出した場合において最終の搬出先まで確認を行うことが義務づけられることとなりますが、登録ストックヤード（ストックヤード運営事業者登録制度により登録されたストックヤード）を使えば、最終搬出先までの確認が不要となります。

この度、ストックヤード運営事業者登録制度の概要パンフレットを新たに作成いたしました。登録ストックヤードの活用に向けてお役立ていただくとともに、普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様に登録制度を紹介いただく趣旨でパンフレットを送付させていただきます。さらに、ストックヤード運営事業者の皆様にあわせてご紹介いただく趣旨で、別紙の日時にて実施するWEB説明会についてもご案内いたします。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者等に対して周知いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットの電子データは、国土交通省建設業課 HP「[ストックヤード運営事業者登録制度](#)」ページに掲載しております。

<WEB 説明会のご案内>

国土交通省より、登録制度の概要や申請方法について説明いたします。

- 日程 : 4 月 5 日 (金) 14 : 00～15 : 00
- プログラム : スtockヤード運営事業者登録制度の概要、登録制度への申請方法、
事前質問への回答 (予定)
- 参加対象 : スtockヤード運営事業者の皆様 (元請業者の方も参加可能です。)
- 参加費用 : 無料
- 実施方法 : Teams による WEB 説明会
- 申込方法 : 下記 URL もしくは QR コードより必要事項を記載し申込みいただきますと、後日 WEB 説明会用の URL をご案内いたします。
<https://forms.office.com/r/im15WNwtzd>
- 申込締切 : 4 月 3 日 (水) 12 時



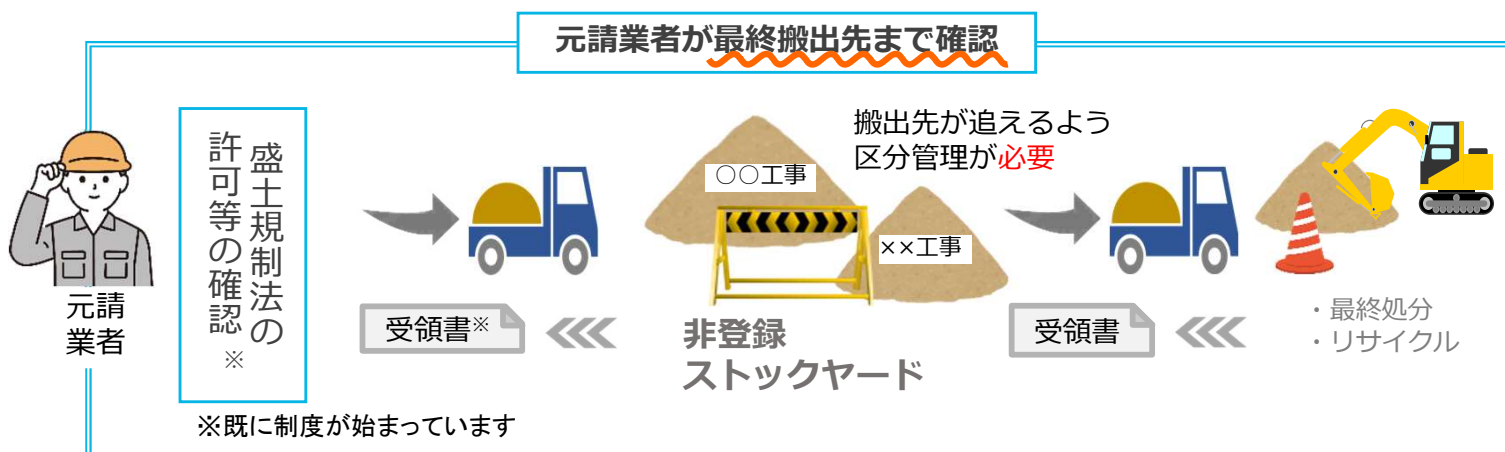
令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が 最終搬出先まで義務づけられます！ ～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています（次ページを確認ください）。

令和6年6月からは、ストックヤードに搬出した場合においても最終搬出先まで確認を行うことが義務づけられます。

国に登録されたストックヤードに搬出した場合は、最終搬出先までの確認を行うことが不要となります。

◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



登録ストックヤードに搬出した場合は
最終搬出先まで確認することが不要となります。



・最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様に、
登録制度のご紹介をお願いします。

「建設発生土の搬出先の明確化」による 新たな制度が始まっています！ ～資源有効利用促進法省令改正～

「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組として、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年1月より順次施行）により、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています。

＜再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること＞



- 契約の際は、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積もりを適切に行うよう努めてください。
- 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）を作成してください。
 - 一定規模以上※¹の工事を施工する場合、計画を作成すること
 - 建設発生土を搬出する際は、あわせて以下の項目の確認結果票を作成すること
 - ① 建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることの確認※²
 - ② 発注者等が行った土壤汚染対策法等の状況等の確認
 - 計画書は発注者へ提出し説明すること
 - 計画書は工事現場の公衆の見える場所へ掲示すること
 - 作成した計画を運送事業者へ通知すること
 - 工事現場に責任者を置くことにより管理体制を整備し、同計画の事務を適切に行うこと

※¹ 計画を作成しなければならない一定規模以上の工事

再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画） 土砂500m³以上、Co塊・As塊・建設発生木材は合計が200t以上

再生資源利用計画（再生資源を利用（搬入）する際の計画） 土砂500m³以上、碎石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上

※² 盛土規制法や土砂条例、他法令による許可及び届出が行われているかなどを確認

＜建設発生土の搬入後又は搬出後に実施すること＞



- 建設発生土を搬出先へ搬出したときは、受領書の交付を求め搬出先を確認してください。
- 受領書の写しを工事完成後5年間保存してください。
- 搬出先が計画書と一致することを確認してください。
- 建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付してください。

＜建設工事の完成後に実施すること＞



- 計画の実施状況を記録・保存してください。
 - 元請業者は、計画の実施状況を把握して記録し、受領書の写しと合わせて5年間保存すること
 - 発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告すること
- 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存してください（令和6年6月より施行）。
 - 元請業者は建設発生土が計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること
 - 更に他の搬出先へ搬出されたときも同様である
 - ただし、①～④に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
 - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - ② 他の建設現場で利用する場合
 - ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
 - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出ししないもの）

↑（前ページをご覧ください）



国土交通省

詳しい情報は「建設発生土の搬出先計画制度」をWeb検索

ストックヤード運営事業者のみなさまへ

建設発生土の適切な利用・処分のための

ストックヤード 運営事業者登録制度

令和6年6月より
最終搬出先までの
確認義務が施行
されます！

登録されると、建設発生土の搬出先として元請業者や発注者から
選ばれやすくなることが期待されます！

建設発生土の
適切な利用・処分を
お願いします。

元請業者

建設発生土を
適切に利用・処分
します。

登録
ストックヤード
事業者



国土交通省

(令和6年3月版)

ストックヤード運営事業者制度について

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、盛土規制法が施行されるとともに、建設発生土が適切に利用・処分されるよう新たな制度が始まりました。

新たな制度では、**令和6年6月より**、建設発生土を搬出する工事を請負う**元請業者は**、搬出された建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されないことがないよう、**最終搬出先まで確認することが義務づけられます**※（資源有効利用促進法省令）。

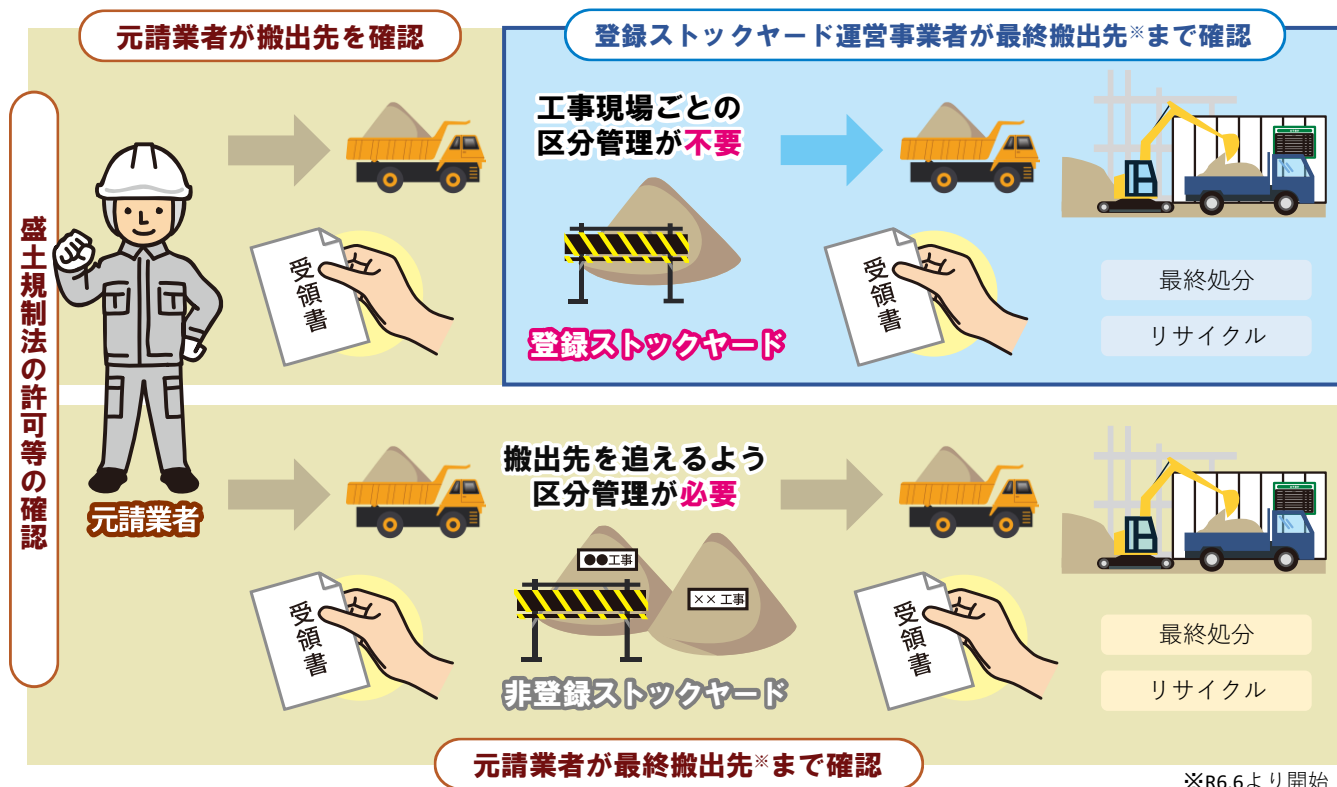
一方、**登録ストックヤードに搬出した場合は**、登録ストックヤード運営事業者がその後の適正な搬出を引き継ぐことになるので、**元請業者は最終搬出先までの確認は不要**となります。

つまり、登録ストックヤード運営事業者の皆様は、建設発生土の適切な利用・処分に向けた枠組みの一翼を担う主体となります。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟

※R6.6より開始



登録のメリット

令和6年6月以降は、登録ストックヤードへ搬出することにより、元請業者の負担が軽減することから、**より一層選ばれやすくなる**ことが期待されます。

登録された事業者の一覧は、**国のHPで公表**されます。この一覧は、建設発生土を搬出する方が、搬出先を探す際に活用することも想定しています。

発注者が指定する搬出先として登録ストックヤードが活用されることが期待されます。



登録ストックヤードへの搬出を予定している大手ゼネコン会社

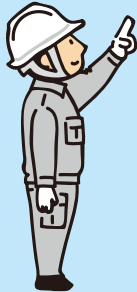
熱海における土石流災害や盛土規制法の制定などを受けて、我が社でも建設発生土の有効利用、適切な搬出先管理に取り組んでいるところです。令和6年6月以降は、元請業者が最終搬出先を確認することが必要になりますが、**ストックヤードを経由する場合、最終搬出先までの追跡が困難になることが想定されるので、登録ストックヤード事業者を活用する予定です**。発注者からもコンプライアンス（法令遵守）を厳しく求められることもあり、取引のあるストックヤード事業者には、早期の登録を働きかけています。

登録制度への申請と登録後の業務について

登録の準備

- 地方整備局等に申請してください
- 様式はHPより入手してください
- 登録料は無料です

【国土交通省HP】



申請

- 再び搬出することを目的に、外部から搬出された土砂を**一時的に堆積する場所**を管理する者であれば、申請可能です。（営利・非営利を問わず）
（例）ストックヤード、土質改良プラント、自社の資材置き場 等
- 登録後は、外部から持ち込まれた土砂を**適切に利用・処分**していたために、下記の業務を行うことになります。

登録完了

- 登録票を掲示してください
- 有効期間は5年間です
- 登録事業者は国土交通省のHPで公表されます。

【ストックヤード登録票】

ストックヤード登録票	
登録番号	第 号
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
主な事務所の所在地	〒 番 号
登録番号	第 号
名 称	
所 在 地	〒 番 号

登録事業者としての業務がスタート！

登録 ストックヤード 運営事業者

搬入



土砂を搬入する際に行うこと

- 受領書の交付
- その写しの保存（5年間）

- 搬入・搬出管理及び記録を行い、年1回目に報告

報告

搬出



土砂を搬出する際に行うこと

【搬出前】

- 搬出先の適正性を確認し、書面を作成
- 土砂の運搬を行う者に確認結果を通知し、運搬費等を代金に適切に反映

【搬出後】

- 受領書の交付を受け、搬出先を確認
- 作成した書面や受領書の保存（5年間）
- 過積載が横行し不法投棄等を招かないよう、法令遵守の指導の徹底

受領書（記載例）

令和●年●月●日	
(搬出元)	(受領先)
●●●●●建設工事	●●●●●建設工事
責任者 ●●●●●殿	責任者 ●●●●●
土砂受領書	
受領先の名称及び所在地：	●●●●●建設工事
	●●●●●市●●●町●丁目●番地●地内
受領した管理者の商号：	●●●●●建設（株）
搬出元の名称及び所在地：	●●●●●建設工事
	●●●●●市●●●町●丁目●番地●地内
土砂の搬出量	：盛土利用等 第1種建設発生土
	●●●●●m ³ （地山量）
	一時堆積 第1種建設発生土
	●●●●●m ³ （地山量）
搬入が完了した日	：令和●年●月●日



搬出先からさらに他の搬出先の搬出された場合（以下、①～④の場合を除く）は最終搬出先を確認し、書面を作成

【最終搬出先までの確認が不要となる搬出先】

- ①国又は地方公共団体が管理する場所
- ②他の建設現場で利用する場合
- ③登録ストックヤード
- ④土砂処分場

申請先・お問い合わせ先 主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局等へお願いします。

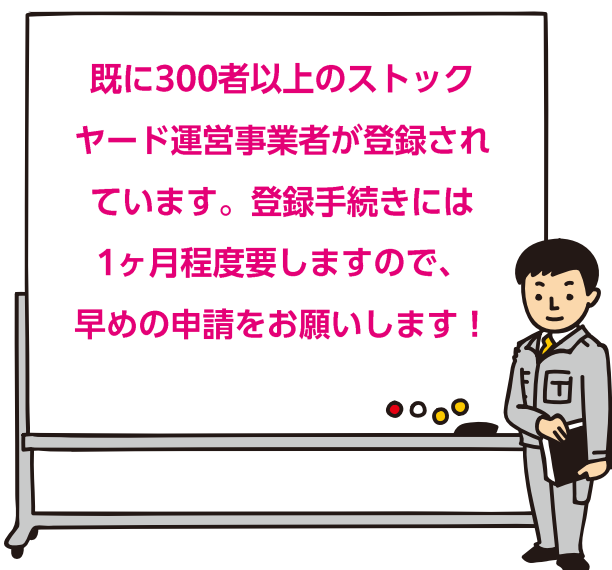
主たる事務所の所在地	受付機関	問合せ先
北海道	北海道開発局 事業振興部建設産業課	011-709-2311(代) hkd-ky-stockyard@ki.mlit.go.jp
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北地方整備局 建政部建設産業課	022-225-2171(代) thr-82stockyard@ki.mlit.go.jp
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	関東地方整備局 建政部建設産業第一課	048-601-3151(代) ktr-syard-touroku@mlit.go.jp
新潟県、富山県、石川県	北陸地方整備局 建政部計画・建設産業課	025-370-6571 kensetugyouhou-hokuriku@hrr.mlit.go.jp
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	中部地方整備局 建政部建設産業課	052-953-8572 cbr-kensanka@mlit.go.jp
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿地方整備局 建政部建設産業第一課	06-6942-1141(代) kkrr-stockyardtouroku@mlit.go.jp
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	中国地方整備局 建政部計画・建設産業課	082-221-9231(代) stockyard@cgr.mlit.go.jp
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国地方整備局 建政部計画・建設産業課	087-851-8061(代) skr-88stockyard@ki.mlit.go.jp
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州地方整備局 建政部建設産業課	092-471-6331(代) qsr-stockyard@ki.mlit.go.jp
沖縄県	沖縄総合事務局 開発建設部建設産業・地方整備課	098-866-0031(代) (書面受付のみ)

申請様式・関連資料

「ストックヤード運営事業者登録制度」

- ・制度の詳細については、国土交通省ホームページをご確認ください。
- ・申請の手引きを作成していますので、あわせてご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00042.html



登録数の推移

